

第 1 1 8 号議案

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 1 1 年足立区条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 1 条第 5 項ただし書中「認めるときは」の次に「、規則で定める場合を除き」を加える。

別表 1 廃棄物処理手数料の部 2 の項中「又は」を「若しくは」に改め、「事業者」の次に「又はこれらを臨時に排出する事業者」を加え、「4 0 円」を「4 6 円」に、「7 6 円」を「8 7 円」に改め、同部 3 の項中「臨時に排出する占有者又は事業者」を「家庭廃棄物を臨時に排出する占有者」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 1 0 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 平成 2 9 年 1 0 月 1 日以後から施行日の前日までの間に交付した有料ごみ処理券は、施行日以後 1 月の間は、なお使用することができる。この場合において、当該有料ごみ処理券を使用した者については、この条例による改正後の足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例別表に定める廃棄物処理手数料の納付があったものとみなす。

- 3 施行日前に処理の申込みを行った事業系一般廃棄物又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を臨時に排出する事業者の廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

廃棄物処理手数料の還付に係る規定を整備するとともに、廃棄物処理手数料の額を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。